

医療人材の確保に係る協議体（医療人材課所管分）（現行）

東京都地域医療対策協議会

- 〔目的〕 医師等医療従事者の確保方を協議すること
- 〔協議事項〕
  - (1) 医師等医療従事者の確保及び育成に関する事項
  - (2) その他必要な事項

専門医制度に関する部会

- 〔目的〕 新たな専門医制度について、次年度のプログラム認定に向けた協議等を行う。

東京都地域医療センター運営委員会

- 〔目的〕 東京都地域医療支援センター（以下「センター」という。）が、設置の趣旨に沿って効果的かつ円滑な運営が行われるよう検討を行う。
- 〔協議事項〕
  - (1) センターの運営方針及び業務内容に関する事項
  - (2) 医師のキャリア形成支援に関する事項
  - (3) その他センターの業務に関する事項

看護人材確保対策会議

- 〔目的〕 都における保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護人材」という。）の計画的かつ安定的な確保を図るため、看護人材確保対策に係る検討を行う。
- 〔協議事項〕
  - (1) 看護人材確保対策に関する事項
  - (2) その他必要な事項

東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会

- 〔目的〕 東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「センター」という。）が、設置の趣旨に沿って効果的かつ円滑な運営が行われるよう検討を行う。
- 〔協議事項〕
  - (1) センターの運営方針及び業務内容に関する事項
  - (2) その他センターの業務に関する事項

主に医師確保対策を検討

看護人材確保対策を検討

勤務環境改善を検討

再編（案）

東京都地域医療対策協議会

- 各協議会等で個別に検討していた医師、看護職の確保策、勤務環境改善支援策について、総合的に検討する場として、地域医療対策協議会を再定義。
- 医師・看護職の確保策等、医療従事者の勤務環境改善について、より専門的に掘り下げた検討するため、部会を設置。
- 協議会には、各部会の会長等を委員として選出。

- 〔目的〕 医療機関等における医師・看護職等の医療従事者の確保方を協議すること。
- 〔協議事項〕 (1) 医師・看護職等医療従事者の確保及び育成に関する事項  
(2) その他必要な事項
- 〔委員構成〕 医療法の規定に基づく分野の代表者、各部会の代表者、学識経験者
- 〔任期〕 2019（平成31）年度から（委員就任の日から2年間）

医師部会（仮称）

- 〔目的〕 都の特性に合った総合的な医師確保対策を推進するため、効果的な医師確保対策に係る検討を行う。
- 〔協議事項〕
  - (1) 医師確保に向けた実態把握と施策に関する事項
  - (2) 地域医療支援センターの運営に関する事項
  - (3) 医師確保計画に関する事項（策定・進行管理等）
  - (4) 専門医制度に関する事項
  - (5) その他医師確保に向けた取組に関する事項

東京都地域医療支援センター事業他

看護人材部会（仮称）

- 〔目的〕 都における看護人材の計画的・安定的な確保を図るため、看護人材の確保対策等に係る検討を行う。
- 〔協議事項〕
  - (1) 看護人材の需給推計に関する事項
  - (2) 看護人材の養成、定着、再就業及び資質の向上に関する事項
    - ・養成：都として必要な養成規模、教育の質の検討等
    - ・定着：勤務環境改善策の検討等
    - ・再就業：東京都ナースプラザの機能強化の検討等
  - (3) その他看護人材の確保について必要な事項

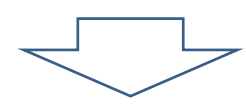
東京都ナースプラザ事業他

勤務環境改善部会（仮称）

- 〔目的〕 都内の医療従事者の長時間労働の是正や働きやすい職場環境の構築等を図るため、医療従事者の勤務環境改善対策等に係る検討を行う。
- 〔協議事項〕
  - (1) 医療従事者の勤務環境の調査及び勤務環境改善策の検討に関する事項
  - (2) 医療勤務環境改善支援センターの運営に関する事項
  - (3) 医師の長時間労働の是正に向けた支援に関する事項
  - (4) その他医療従事者の勤務環境改善について必要な事項

東京都医療勤務環境改善支援センター事業他

- 《国の動向》
- 医療法及び医師法の一部を改正
  - ・医師確保計画の策定
  - ・協議事項の見直し（医師確保策等）
  - ・医療勤務環境改善支援事務との連携
  - ・同種の会議体の取扱いと構成員の見直し
- 働き方改革関連法成立
  - ・時間外労働の上限規制等の導入
  - ・勤務間インターバル制度の普及促進等
  - 他
    - 医師の働き方改革に関する検討会設置
      - ・具体的な規制の在り方や労働時間の短縮策等を検討
- 医療従事者の需給に関する検討会
  - ・医師需給分科会：医師供給数の推計や偏在対策等を検討
  - ・看護職員需給分科会：看護職員の需給推計や確保策等を検討（2025年における看護職員の需給については、2019年6月までにとりまとめ）



都の地域医療対策協議会の検討体制について検討の時期

- 設置要綱：医療法の規定に基づき、医師等医療従事者の確保方を協議
- 多職種連携や勤務環境改善の推進の観点から、医師や看護職を含む医療従事者のそれぞれの関連性を踏まえた確保策の推進が必要
- 地域医療対策協議会において、次の視点から検討
  - ・医師確保に向けた取組
  - ・看護人材の養成・定着・再就業でのバランスある施策展開
  - ・医療現場で働く者の勤務環境改善の推進
  - ・タスク・シフト等の推進
  - 他

地域医療対策協議会（平成30年度第1回）での認識

- 【医師確保対策】
  - ・医師の地域偏在を全都的に検討する必要
  - ・医療機関における機能別の医師偏在も課題（（医育機関や診療所に医師が偏在）
- 【看護人材確保】
  - ・看護師養成のあり方についてもしっかりと議論が必要
  - ・医療機関以外の視点、多職種連携の視点からの検討も必要
- 【勤務環境改善】
  - ・日本医師会等各主体が実施している女性医師支援対策との棲み分け等が必要
  - ・分娩環境の集約化に伴う周産期母子医療センター勤務医の業務量超過が課題
  - ・タスクシフトの必要性とその方法としてのシフト先人員の確保（金銭的課題、業務量の軽減、人員に見合う業務遂行等）
- 【分野間連携】
  - ・相互にリンクする議論を取りまとめる機能は必要
  - ・集約する会議体には各分野からの視点が必要（勤務環境改善、多職種連携等）
  - ・医師確保と働き方改革との両立は困難（人手不足の中でどうするのか）
  - ・潜在医師対策（出産・育児休業等からの復職支援等）が必要